

第40回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2011年10月18日(火) 10:30～11:45
2. 場 所 中央合同庁舎4号館 10階 1015会議室
3. 出席者 原子力委員会  
近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員、尾本委員  
経済産業省大臣官房  
宮本首席監察官  
内閣府 原子力災害対策本部 原子力被災者生活支援チーム 放射線班  
茶山班長  
内閣府  
中村参事官
4. 議 題
  - (1) 原子力発電に係るシンポジウム等の不適切な運用に関する今後の対応方針について
  - (2) 除染に関するIAEAミッションの予備調査結果に関する概要報告書及び環境の再生に向けた除染に関する国際シンポジウムの結果概要について
  - (3) その他
5. 配付資料
  - (1-1) 最終報告書
  - (1-2) 原子力発電に係るシンポジウム等の不適切な運用に関する今後の対応方針について
  - (2-1) 福島第一原子力発電所外の広範囲に汚染された地域の除染に関するIAEAミッションの予備調査結果に関する概要報告書
  - (2-2) Summary Report of the Preliminary Findings of the IAEA Mission on remediation of large contaminated areas off-site the Fukushima Dai-ichi NPP

- (2-3) 環境の再生に向けた除染に関する国際シンポジウムについて (結果概要)
- ( 3 ) 原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会 (第3回) の開催について
- ( 4 ) 原子力防護専門部会 (第25回) の開催について
- ( 5 ) 新大綱策定会議 (第8回) の開催について
- ( 6 ) 東京電力 (株) 福島第一原子力発電所における中長期措置検討専門部会 (第5回) の開催について
- ( 7 ) ご意見・ご質問コーナーに寄せられたご意見ご質問

## 6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。第40回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、一つが原子力発電に係るシンポジウム等の不適切な運用に関する今後の対応方針についてということで、経済産業省から報告していただきます。二つが、除染に関するIAEAミッションの予備調査結果に関する概要報告書及び、環境の再生に向けた除染に関する国際シンポジウムの結果についての概要報告、これは生活支援チームからご報告をいただきます。三つ、その他でございます。よろしゅうございますか。

それでは、最初の議題からまいります。

事務局、よろしくお願いいたします。

(中村参事官) それでは、1番目の議題をご紹介します。原子力発電に係るシンポジウム等の不適切な運用に関する今後の対応方針につきまして、経済産業省大臣官房の宮本首席監察官よりご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

(宮本首席監察官) ただいまご紹介にあずかりました経済産業省の首席監察官の宮本でございます。本日はこのような機会をいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、早速説明に移りたいと思います。

その前に、まずこれからご説明いたします国の第三者委員会の最終報告書におきまして、国が電力会社に対して不適切な働きかけをしたという事実が認定されたことを、深くおわび申し上げたいと思います。

では、お手元の資料番号第1-1号、最終報告書というタイトルの資料からご説明したいと思います。

まず恐縮ですが、後ろから1枚お捲りいただきたいと思います。その左側、ページ番号2

7というところに、この度我々の案件を2カ月間に亘って集中的に調査いただいた委員のリストが載っております。一人一人のご紹介は時間の関係で省略いたしますが、委員長は大泉隆史さん、元大阪高等検察庁の検事長でいらっしゃいます。その下に4人の委員、それを補佐する作業チーム5人の弁護士ということで作業をいただいたわけでございます。

その結果を簡単に申し上げますと、その右側、ページ数ですと28ページをご覧くださいと思います。そこに41件の国が主催したシンポジウム等が掲げてございます。実際に調査を行いましたのはこの41件に限りませんが、主としてこの41件を中心として調査をさせていただいたものでございます。

このうち第三者委員会におきまして、国が電力会社に対し電力関係者の動員あるいは意見、質問を要請する等の不適切な働きかけがあったと認定されたものを申し上げますと、まず一番上、北海道電力プルサーマルシンポジウム、泊原子力発電所、その下の東北電力の上段の方でございます。女川原子力発電所の耐震安全性に関する住民説明会、これは3件になってございます。それから中段以降でございますが、中部電力プルサーマルシンポジウム、浜岡原子力発電所、四国電力プルサーマルシンポジウム、伊方原子力発電所、それから一番下、九州電力の一番上でございますが、プルサーマルシンポジウム、玄海原子力発電所、この計7件につきまして国の不適切な関与というのが認定されたということでございます。

これに加えまして少しページを捲っていただきまして22ページ、個別の認定の他にこうした不適切な働きかけがありました原因分析、それから再発防止についても第三者委員会ではご提言いただいております。

22ページからの原因分析について簡単に申し上げたいと思います。一つ目は(1)シンポジウム等の目的に対する不十分な認識ということでございます。シンポジウムとは当然ながら地元の方々に参加を求めて、その原子力発電に対する理解を増進するというのが当然ながら本来の目的でございますが、やはり実務上、シンポジウム自体が成功裏に終わるといような外観の目的を重視することに陥っていたのではないかと、あるいは原子力発電の推進機関と規制機関が混在する中で、例えば保安院の職員の行動をゆがめた可能性があるのではないかと、このような趣旨で目的に対する不十分な認識があったということが指摘されてございます。

それから、(2)としてシンポジウム等の運営に係る行為規範等の不明確性、実際のシンポジウムを運営する場合、一定の行為規範、どうということまでは行っている、あるいは行ってはいけない、行為規範があるべきではあります、残念ながらそういうものがないままに、

その時々の方担当者の判断において行われていたということでございます。

1 ページお捲りいただきまして2 3 ページですが、(3) 組織としてのガバナンスの機能不全でございます。これは先ほどご紹介しましたように幾つかのシンポジウム、言いかえますと数年間に亘って不適切な働きかけが行われていたということでございます。従いまして幹部職員からの具体的な指示等の関与、これは認められなかったわけですが、裏を返しますと幹部職員を含めましてそうした全体の行動を把握しなかった。従って結果としてそれに対する改善措置を講じていなかったと、こういう意味でのガバナンスの機能不全を指摘されております。

その下、(4) ですが、電力会社とエネ庁、あるいは保安院との意識・相互依存関係というのがバックグラウンドとして指摘されてございます。これに基づきまして再発防止のご提言をいただいておりますが、そのご提言も踏まえまして経済産業省として再発防止策、それから、今回の問題事例を含めまして処分を行っておりますので、それにつきましては資料の1-2号、左上にニュースリリースと書いてございます資料でご説明したいと思います。

その1枚目の下にございますが、1. 再発防止策でございます。一番後ろに少し細か目のものが書いてございますが、要はそこがございます三つの取組み方針に基づきまして再発防止策を策定するということでございます。

一つ目は、まさに第三者委員会のご提言を受けて国の電力会社への偏った働きかけを禁止すると、それから(2)、これも第三者委員会の原因分析でご指摘いただきましたシンポジウム等の運営に係る行動規範の策定とその徹底を行う。(3) 広聴・広報の専門家によるアドバイザー・ボードの設置を行う。この三つを柱としまして資源エネルギー庁、保安院で再発防止策を講ずるということでございます。

1 ページお捲りいただきまして2. 以下でございます。広く処分に関係することでございます。まず2. でございますが、現在の経済産業省の幹部、事務次官、保安院長、資源エネルギー庁長官に対しまして大臣から職務命令という形で、こうした事態が二度と起こらないよう再発防止に向けて責任を持って取り組むよう命じるということを行ってございます。

それから、この下3. 以降は、先ほどご説明した幾つかの不適切な働きかけに関する直接的な処分でございます。まず本人処分として自らがこのシンポジウムの不適切な働きかけを行ったあるいは、それと同等と思われる立場にあった者3人に対する処分を行ってございます。

それから、もう1 ページ捲っていただきまして監督責任者としての処分、その当時こうし

た先ほどの者たちを監督する立場にあった者3人に対して、監督者としての処分を行っているところでございます。

以上、第三者委員会の報告書の概要及び、これを踏まえまして経済産業省としての対応をご説明させていただきました。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見がありましたら。

鈴木代理。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。

おっしゃるとおり国民の信頼を回復するためには、こういう第三者委員会の報告書が提出されて改善に向けて動いているということを示すことは、大変大事だと思います。

二つ質問ですが、一つは「エネ庁及び保安院」という、両方に対象がなっていますが、シンポジウムの位置づけがエネ庁の主催するものなのか保安院の主催するものなのか、あるいは必要性を理解してもらうためなのか安全性を理解してもらうものなのかによっては、働きかけの意味が変わってくると思うんですが、このエネ庁及び保安院、両方に責任があると、あるいはエネ庁と保安院の違いについて何か関与の仕方について特に大きな責任の違いがあったのか、この点をお聞きしたいのが1点です。

もう一点目は、九州電力が第三者委員会の結論を無視するという事件がありましたけれども、この第三者委員会の位置づけですが、別に法律で位置づけられているわけではないですよ。こういう調査委員会の法的な裏づけをつけて今後制度化していくようなご議論はなかったでしょうか。

要するに常にこういう調査委員会が作られてアドホックにやられていくのではなくて、長期的に考えると国全体のガバナンスを考えても、このようなことを制度化するようなことは考えられておりますかという、この2点についてお願いします。

(近藤委員長) どうぞ。

(宮本首席監察官) ご質問ありがとうございます。

まず1点目、資源エネルギー庁と保安院との今回の案件における責任の差等についてでございますが、少なくとも第三者委員会の報告書におきましては、今回の不適切な行為の認定にあたりまして基本的な判断基準というのは、国として不透明あるいは不公正な行為を行ったかどうか、そういう意味で申しますと、直接行政手続法の適用対象ではありませんが、行政手続法的なプロセスの透明性、公平性を阻害しなかったかということで、その点につきま

しては保安院であろうと資源エネルギー庁であろうと、更に言うとももちろん今回の報告書の対象外であります。行政機関が対象になるということで、その点において差はないというのが第三者委員会での議論でございました。

ただ1点、やはり第三者委員会の原因分析のところにございましたように保安院は規制機関、そういう意味で言うと推進機関たる資源エネルギー庁は違うと、従ってそういう意味で言うと、推進ということではなく安全性を説明する保安院が、推進機関との一体の中で若干その行動原理がゆがめられた部分があるという点においてプラスアルファ、保安院の方の責任が重いというより保安院にもう一つ要因が加わったと、こういうことを報告しております。

今後これを踏まえて経産省としての対策を講じる中で、両機関の差というのは、これは第三者委員会の報告書そのものではなく、それぞれの機関の中での検討を踏まえて一定の差も出てくるだろうし、多くの部分は同じかもしれませんが、それぞれの機関が考えるところだと思っております。

それから2点目ですが、第三者委員会の位置づけでございますが、我々、第三者委員会の中では自分たちの位置づけを議論する場ではなかったもので、そういう議論はございませんでした。

ただ、経済産業省としては、もともこの第三者委員会を設置した時あるいはそれ以降も、大臣は何人かかわりましたが、少なくとも各大臣からはこの第三者委員会に対して組織を挙げて全面的に協力し、それから最終的にこの報告書が出た段階でも枝野大臣から、それを踏まえた対策を打ち出しているところでございまして、経産省としては第三者委員会のいわば形式的な位置づけを議論するまでもなく自分たちがお願いした委員会、中立性という観点から自分たち組織ではできない部分をお願いした委員会ですので、最初から協力し最後までその趣旨を活かすということで徹底されていまして、あえて制度論を議論するという機会は内部的にもございませんでした。

(鈴木委員長代理) 今後は。

(宮本首席監察官) そこはまだオープンではございません。少なくとも国の第三者委員会においてそこをやるかどうかという議論は、今のところはないです。

(鈴木委員長代理) はい。

(近藤委員長) 秋庭委員。

(秋庭委員) 私はコメントですけれども、二度とこのような事態が生じないように、再発防止策をしっかりとることがとても大事だと思っております。

委員になる前に何回かこのような説明会等に参加したことがありますが、一番大事なことは、地元の参加した方々がしっかりと両方の意見や、あるいは国の意見や事業者の意見等を冷静に聞いて判断するということだと思います。それがシンポジウムや説明会の重要な目的だと思うんですが、なかなかそのところがうまくいっていないような気がしていました。一般の人たちが参加しにくい雰囲気になっているということがあったのではないかと考えています。

そこで今日、再発防止策について第三者委員会から三つの提言をいただいておりますが、このようなことになった原因の一つは参加人数によって説明会やシンポジウムの効果測定をするということにあると思います。そのようなことがあるとどうやっても席を埋めようとする、担当者の方としては一生懸命だと思いますが、勢い線を越えてしまうところがあるような気がいたします。そのような広聴・広報の効果とはどういうようなものなのかということを、これを機会にみんなで改めて検討する必要があるのではないかと考えております。

この報告書の中でも政策大綱の広聴・広報の充実というところを抜書きしていただいておりますし、また、基本計画のところでもそのように書いてあります。国民としても大変関心を持っていますので、このことによって広聴・広報ということが不必要だとなるのではなく、より重要なことになっていると思います。今回の報告書の26ページのところにおいても今ほどエネルギー行政、原子力行政にとって、地元住民や国民の理解を求めるための広聴・広報の重要性が高まっている時はないと書かれております。

ですから新しい広聴・広報とはどういうものなのかということを改めて議論してより良い方向を目指すということが、このことで活かされるといいなと考えておりますので、是非その点をまたお考えいただけるようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(近藤委員長) では、大庭委員。

(大庭委員) 今日のご説明ありがとうございました。

本日は第三者調査委員会を踏まえた上で、国としてどのような方策をとっていくのかという話を中心にお話しいただいたと理解しています。それは確かに今後取り組んでいかなければならないことなのですが、二つ質問があります。

まず一つは、このようなシンポジウム等というのは確かに主催が国、具体的には原子力安全・保安院及び資源エネルギー庁だということで国の責任は非常に大きいわけですが、ここには電力会社や地元の自治体も関わっています。例えば資料を細かく見ますと、それぞれのシンポジウムを開催するにあたっては、地元自治体の要望もありと書かれております。

そうしますと確かに国の責任というのは非常に重要ですが、そこに電力会社がどのようにかわり、また地元自治体がどう関与したかということも俎上に乗せられるべきでしょう。そのことについては、今回は国の立場から国としての方針をお話いただいたということで、特に触れられていないのは構わないとして、今後あるいは今、電力会社や地元自治体が、この報告書を受けて何か今後のシンポジウム等の開催についての何か改善しようとする具体的な動きがあるのかということについて、また、もしそのような具体的な動きがあるならば、電力会社や地元自治体がそれぞれどのような取り組みをやっているかということについてお話しいただきたいというのがまず一つです。

それからもう一つは、具体的な国としての方針の中に、アドバイザリー・ボードの設置とありますが、その進捗状況について、例えばメンバー等はある程度決まっているのか、そして、その運営についてどれぐらいの具体的なことが決まっているのか。これは今後国として2のところで行動規範ということを考える上でも、大事な役割を果たすボードであると理解しておりますので、今の進捗状況についてお聞かせ願えればと思います。

(宮本首席監察官) ご質問ありがとうございました。

まず1点目でございますけれども、まさにご指摘のようにこの第三者委員会の報告書は、基本的には国の関与につきまして調べ、国の行動につきまして報告してございます。反射的な効果として国が消極的に関与、すなわち電力会社の行為を止めなかったという書き方において電力会社の行為についても一部記述しているという構成になってございます。

私どもはこれをもって電力会社、地元に対して、あなた方もこうあるべきと強く言う立場にはないと思っておりますが、ただ、国がこうした行為を行ったことに対してこういう判定を受けたと、我々としては再発防止でこうやっていくということ、これから地元、それから電力会社に対して説明していくということになると思います。それを受けた上で地元、電力会社でどのような行動をとるかという、そこはまだこれからの話ということでございます。

それから、2点目のアドバイザリー・ボードでございますが、おっしゃるとおり直ちに具体化しなければならないと思っております、内部的には当然、人選等を進めてございますが、まだ具体的にご依頼等はしておりません。できますれば今月中に立ち上げたいと思っております。お相手のある話なので、そんなスピード感でやらせていただいております。

(大庭委員) 分かりました。ありがとうございました。

(近藤委員長) 尾本委員。

(尾本委員) 先ほど秋庭委員の言われた新しい広報・広聴のあり方ということに関係してです。

シンポジウムは誰がやっても成功裏にと思うのは当たり前で、その成功裏というのがおっしゃるように人数ということがあるかと思います。確かに国は地方からあるいはどこかから国の立場を示して欲しいと、あるいは国がやって欲しいとの要望に応じてやったということだと思うんですが、成功の定義を変えて本当に皆さんがよく理解する、ちゃんとした議論ができる、そう考えたら、例えばフランスではストレステストもC L I（地域情報委員会）が議論すると聞いていますし、将来、国主催のシンポジウムというもののあり方というのが変わることもあるのではないかと思います。フランスのような方向性も考えていいんじゃないのかなというのが私の感想と、一部それに関係してどう思うんでしょうかという質問なんです。

（宮本首席監察官）おっしゃるとおり、これまでと同じ形でシンポジウムを行うのかあるいは新しい形を模索するのか、更に申し上げますと規制機関たる原子力安全・保安院の組織の位置づけも変わるということもございますので、そうした全体を受けましてどういう見方が良いのかというのを内部で議論し、まさに設置要請のアドバイザリー・ボードとかでも、両委員からお話がありました新しいといいますか、あるべき広聴・広報のあり方についてご議論いただきたいなと思っております。その中では当然ながら海外の例とかも恐らく専門の方からは、ご提示があるのかもしれないと思っております。

（鈴木委員長代理）つまらない質問を。

（近藤委員長）どうぞ。

（鈴木委員長代理）アドバイザリー・ボードですけれども、これはなぜ片仮名になっているんですかね。今までと違う意味を持たせようとしていらっしゃるんですか。

（宮本首席監察官）わかりません。

（鈴木委員長代理）最初の私の質問にちょっと関係してくるんですが、こういうのを定常的に置くということが私は大事だと思っているんです。今のような新しい広報・広聴のあり方を考えるというのも是非、ここに入っていますけれども、アジェンダにさせていただいて、広報・広聴という名前自体が本当に良いのかどうかもあると思うんです。実際のやり方に対する検証もこういうところでやるということで、今までの懇談会とか諮問会議とはちょっと違う意味を持たせるという意味で名前を付けられたのかなと思ってお聞きしたんですけれども。

（宮本首席監察官）ありがとうございます。

アドバイザリー・ボードか審査会か評議会か、そこについては厳密に議論したわけではないので、おっしゃるように先ほど省略しましたがけれども、広報・広聴のあり方を検討するの

に加えて当然ながら、今後策定される行動規範に沿った運営が行われているかどうかという審査的な機能を持たせたいと、そういう両方の意味なので確かに審査会では限定的過ぎるかなというイメージはありました。ただ、別に平仮名でも漢字でもいいと思いますけれども、ボキャブラリーが乏しかったのでこういう名前になりました。

(大庭委員) 行動規範はアドバイザー・ボードが決めるのではなくて、それは別途他の部署が決める、ということですか。

(宮本首席監察官) ここはまだ議論しています。必ずしもアドバイザー・ボードで策定しなければいかんという報告にはなってございません。時間等の関係もございますので、そこはアドバイザー・ボードに作っていただくのはどうかを含めて今まだ議論してございます。ただ、いずれにしても前後どちらかは別にしても、アドバイザー・ボードのご意見をお聞きするというプロセスは必ず踏むと思います。

(秋庭委員) 一つだけ最後に、このアドバイザー・ボードの位置づけですが、やはりきちんとした位置づけがないと、アドバイザー・ボードが言っていたことがしっかりと活かされていかないと思うんです。以前にもこのような会があったのが、例えば誰か部長とか長官の私的な研究会とか何かそんなような位置づけで、余り権威がなかったと思うんです。この位置づけはどうなっているのでしょうか。

(宮本首席監察官) すみません、その位置づけについては、まだ具体的に例えば訓令でどうかとか大臣指示かあるいは、この場合、資源エネルギー庁や保安院だと思いますけれども、その長官への指示かというところが決まっています。

ただ、今おっしゃった例というのがどの例かは分からないんですけども、今回これだけ第三者委員会でしっかりとご提言をいただいて、我々としても問題点を認識した上で設置するアドバイザー・ボードなので、形式を問わずそのご意見をいわばないがしろにするということはないものと信じております。その意味で改めて形式については中で議論したいと思います。

(秋庭委員) しっかりとよろしく願いいたします。

(近藤委員長) 私からは、一つは、全体としてこういう行政活動は行政手続法に定めがあると記憶しているんですけども、パブコメも一つの手続ですよ。こういう説明会については行政手続法で何かメンションがなかったのか、記憶があいまいなものですから質問するんですけども。

(宮本首席監察官) 私自身はその専門家ではないですが、少なくとも第三者委員会とかの議論

におきましては形式的には行政手続法の対象とはならない。行政手続法はある行政行為を行うにあたっての事前のプロセスを基本的に念頭に置いておりますので、これは必ずしもある審査のために必要な手続、広聴会ではないもので形式的には対象にならないと、ただ、委員長が多分おっしゃりたいように行政行為である以上、行政手続法が適用されるべきというのが趣旨でしょうから、そこは先ほど申し上げましたように行政手続法の趣旨、端的に言う行政プロセスにおける透明性、公平性の確保でございますから、それを踏まえた上で今回の行為がそこに該当するかどうかという判断を、第三者委員会にさせていただいておまして、そういう意味では行政手続法の趣旨を踏まえた提言になっているのではないかと僭越ながら思っております。

(近藤委員長) 私は行政手続法についてこうした催しの在り方が読み取れなかったとすれば、手続法に不備があるのではという問題提起もあっていいのではないかなという気もしたものですから、申し上げました。実際、法の制定時と、これだけ広報手段が多様化しあるいは個別化しつつある社会において、国民と行政のコミュニケーションの在り方について行政手続、国の行政の在り方の問題として、しかもこれだけ新聞をにぎわせている状況にあって、体系的な整理を行う動きがない、ノー・アクションというのも不思議だなという感想を持ったということです。

次に、経産省の方針のアドバイザー・ボードの設置という言葉がこの報告書のどこから読むのでしょうか。さっきから探しているんですけども。このシンポジウム等の運営の規範の策定というのは何となく該当するのかなと思うんですが、さすがにここからアドバイザー・ボードという言葉にたどり着くにはちょっとギャップがあるなど。そう申しますのは従来も経産省の中には、先ほどのエネルギー基本計画にあれだけくどく書いた経緯もあり、こうした広報・広聴を重要視して、先ほど秋庭委員がおっしゃったように、そういう意味の局長諮問の広聴のあり方とかについての勉強会等もあったわけですけども、そういう従来の経産省あるいは資源エネルギー庁の施策の決定プロセスに欠くところがあつたかどうかの吟味なしに、そうは言えないだろうと思うところ、繋がりが分からないんです。

要するに、そういう過去の経産省の中の広聴・広報にかかわる行政上のありようについての勉強の評価がこの第三者委員会で議論されたのかどうかということと、併せて第三者委員会のこの報告書を受けての経産省の方針の3. の出自と、二つの質問をしたいと思います。

(宮本首席監察官) 報告書で申し上げますと24ページ、ここは再発防止について幾つかご提言をいただいているところですが、その(3) 地元住民の理解を深めるための仕組みの検

討、第1パラの2行目後半、「今後、広聴・広報活動に関する外部の有識者の知見も活かしつつ検討していくことが必要と考えられる」ということで、ここで一つ外部の知見をおかりして、要するに先ほどのように目的を履き違えた形での広報・広聴にならないような形、どのような形で地元住民の方の本当の意味の理解を深めていただけるかということについての検討を、していくべきだというご提言をいただいております、これが一つかと思えます。

それからもう一つ、アドバイザー・ボードの役目として規範がどの程度維持されて、要するに正しい形で行われているかの検証ですが、これは特段このアドバイザー・ボードを作るとは書いてございませんが、要は規範とか、それから目的、こういうものを徹底していくということが再発防止なり原因の中にたくさん書いてございます。その一つのやり方としてこういう第三者的なものを活用してはどうかということで、今回、二つ目の理由でアドバイザー・ボードを作らせていただいたということでございます。

(近藤委員長) そうすると(3)のこの終わりの4行について言えば、秋庭委員がおっしゃったように過去何回もこんなことをやってきたのではないのかと、対策ではあるけれども、そうした議論との関係において今回の事象をどう説明するのかという、そういうルーツ構造分析があったのかと、第三者委員会での検討の深さというか。

(宮本首席監察官) 第三者委員会自体は、先ほど冒頭にご紹介したようにメンバーは法曹界でございまして、広聴・広報のあり方のプロではございません。従って過去の広聴・広報の検討あるいはその手法等における問題点というのを、つぶさに検討するというスタンスではございません。

その上で、ただ過去、仮に検討されていたにしても本来の目的との関係を見た時に、本当に本来の目的に合った形のやり方というのになっていたのかどうか、過去のご検討いただいた提言がもしかしたらなっていたのかもしれないんですけども、少なくとも実態的にそうなっていたかというところを議論いただいて、やはりもう一回その点については目的を考え、今までなかった規範というのを作った上で、それを前提にしてもう一度議論すべきだと、こういう提言をいただいております。そういう意味で言うとどこが、私も全部は分かりませんが、過去の提言との差がということは議論されていません。

(近藤委員長) ここにややこだわりたいのは、これは原子力をめぐる特殊な問題なのか、行政一般のそういう国民との対話における問題なのかという、問題設定が重要ではないか。民間の石油コンビナートの建設問題とか、その他さまざまな民間活動について国が説明会とかそういうものやってきたのかなと、おそらく、環境アセスメント等でそういうチャンネルは

あると思うんですけれども、そこで、石油コンビナートの意義まで国が説明することは多分ないのではないか、環境レポートの説明責任はどこにあるのか、事業者の報告の評価を自治体がするときに、地元の皆さんの意見を聞くという仕掛けでしたかね。

そういう行政ドメインにおける国、市民や自治体との一般的関係において、原子力が、もう少し広く言ってもエネルギー行政が公益確保の観点からやや特殊な取り組みを行ってきた、こういうようなことが必要ということでやってきたという経緯が、今はやりの言葉でいえばゼロベースで適切や否やと問われているという問題意識はどうでしょうか。実際、フランスには、さっきご紹介のようなあのシステムが、他の全ての活動についてそういうシステムがあるのなら別ですが、たしかすこぶる原子力のためのシステムではないかと勝手に思っているわけです。そうすると原子力やエネルギー行政というのはそういうものを内在せざるを得ないという現実をどうするかという問題があるかもしれません。社会一般の常識的な行政活動の具備すべき公正性、透明性の要求、これは真理に近いのかもしれません。けれども、他のエネルギーにはない、原子力委員会という存在もある、何で原子力委員会があって他のエネルギーの何とかの委員会はないか、公正性を欠くのではという問題提起もあるかもしれませんね。ここでパサッと一般論で透明、公正という形で整理してしまっただけでいいのか、それは、そういう立場におかれた原子力委員会の課題であって、ここでお聞きすることではないといわれるかもしれないし、この原理は憲法なので、いつでもどこでもそういう要件が優先するので、考えるまでもない。ここには答えの100%いや120%のことが書いてあるとするということなのかもしれないと、そういう思いで何回もこの文章を読んでるんですけれども、いま一つ検討の奥行きが読み取れないものですから、あえて質問したいと思います。

(宮本首席監察官) 一言だけ申し上げますと、検討の奥行きについては私がどうこう言う立場にないので、委員の方々の問題と言うと恐縮ですが、ただ、議論の過程ではやはり原子力であることの重み、原子力発電に関するシンポジウムであることの重みは、各委員が非常に強く、事務局である我々以上と言ったら語弊がありますが、強く受けとめておられました。

ただ、では、そこをどこまでこの報告書に書き込むのかということも含めて最終的には2ページの冒頭の第1パラ、ここに全てを集約しています。エネルギー政策の重要性、他方、原子力発電所で一たん事故があった場合の国民生活に与える被害の甚大性、これを踏まえると、そうは書いていませんが、通常の行政とは違った意味で、あるいはそれよりはるかに重

く国民の方々に理解してもらう必要があると、この一つのパラに全てが集約されています。

従って実際の判断では当然ながら透明性、公平性、それから、先ほど申し上げた保安院の規制と推進機関の問題、こういうことで書いてございますが、その根っこには通常のものよりも当然ながら重みのある判断をすべき行政分野だという認識の基に、この報告書ができ上がっていると思っております。

(近藤委員長) はい、わかりました。ほかに、よろしいですか。この議題、これで終わります。宮本様には、今日はお忙しいところお越しいただきましてありがとうございます。

それでは、次の議題。

(中村参事官) 2番目の議題でございます。

10月14日にIAEAより細野大臣へ、除染に関するIAEAミッションの予備調査結果に関する概要報告書が提出されましたので、原子力委員会としてこれをお聞きすることにいたしました。

また、10月16日に環境の再生に向けた除染に関する国際シンポジウムが開催されましたので、その結果概要についても併せてお聞きすることにいたしました。

内閣府の原子力被災者生活支援チームの茶山班長よりご説明をいただきます。よろしくお願いたします。

(茶山班長) では、ご説明いたします。

まず資料2-1号、こちらがIAEAのミッションの方の予備調査報告書の概要の部分の和訳でございます。2-2号にIAEAミッションの全体の現在の予備的な報告書でございますが、全体を付けております。これらの報告書は、この資料2-1号の3ページの方にございますけれども、この真ん中の方に書いてございますが、最終的な報告書としては、11月15日までに最終報告書として取りまとめて日本に提出されるということになっております。

こちらの上の方に書いてございますが、メンバーとしましては12人の国際専門家、団長はスペインの原子力安全委員会の放射線防護部長でありますレンティホさん、それから副リーダーといたしまして、IAEAの廃棄物核燃料サイクルの方を担当しております部長のバルヨランタさん、それで、IAEA以外のメンバーといたしましては、ロシアの方でICRPにも参加されている専門家、それからまた、FAOの専門家が参加しております。

そして、日本に来ている期間が1週間と短かったんですけれども、ちょうど3連休の期間も視察とディスカッションに使って積極的に現地の方も見ていただきまして、日本のやっ

いることにつきましては、非常にしっかりとまじめに取り組んでいるという好印象をいただいたと思います。

こちらはそのことにつきまして3ページの、これも真ん中の方の先ほどの11月の3行ほど上に書いてありますが、9つの確認事項と12点の助言ということでいただいておりますが、この4ページ目からあります9つの確認事項、これが概ね日本がしっかりやっているねということを書いてくれているところであります。

ただ、全体的にバランスをとって進めていくことが大事だというのが助言全体に共通するところがございます。助言につきまして、これは日本語としてはかなりかたい訳になっておりますのでポイントだけかいつまんでご説明していきますと、助言の1番、こちらが全体的にバランスを考えてやっていくべきであるということが一つのキーワードかと思えます。

放射線防護の国際的な原則でございます正当化の原則と最適化の原則を考えてやっていくべきであろうと、また、助言の2番の方においては、政府と自治体との連絡ということが大事であり、これについては恒常的な連絡窓口の設置を通じてと、今も福島の方には福島除染チームということで環境省の審議官をヘッドとするチームが、現地対策本部やJAEAが参加してできておりますけれども、更により恒常的な体制をと、これにつきましてはまた環境省の方で今度福島の方に事務所も設けますので、そういった形で対応できるかと思っております。

助言の3番が、利害関係者の参画について大事なことなのでしっかりやっていくことと、またこういうところについては大学、学会の関与を強めてもいいのではないかという助言をいただきました。

助言の4番は、直接は除染とは別のことになりますけれども、計画的避難区域へのアクセスにつきましてきちんと表示等をするべきではないかという助言をいただいております。

助言の5番は廃棄物の問題ですけれども、特にクリアランスレベルについて考えるべきではないかと、要するに全てを廃棄物として処分するという事はなかなか大変なことであるだろうから、用途等を限った条件付きクリアランスにするにせよ、そういったものをもっと積極的に取り入れて建物ですとかあるいは埋立て、堤防、道路の建設等を使っていくということを考えてはどうかということでもございました。

助言の6番は、どういうところを除染していくかを考える時にその汚染濃度、言ってみればBqで考えるよりは線量、Svの方を第一に考えていくべきであろうと、これは人の被ばくということを考えていくべきであって、基準をBqの濃度の方で決めて、そこを一律やら

なければいけないと考えないでやっていく方が良いであろうということでありました。

助言の7番がモニタリングのデータ等の管理で、そういうデータをきちんと管理をしていくべきであるということです。

8番が農地の除染に関連するところですが、日本は非常にいろいろな分野でよくやっているんですが、例えば過度に慎重になっているところがあるのではないかと。この過度に慎重になっているというところにつきましては、むしろ確認事項の中では例えば確認事項の8番、5ページにもどりますけれども、この事故の初期段階における慎重な対応というのは、例えば食品や農業の文脈におけます不確実性ですとか、公衆の不安をマネージする上では非常に良い方法であったと考えると。ただ、これから少し落ち着いていく中で現実的な対応を考えていくにおいては、過度に保守的な計算ですとか慎重な計算をとらなくても、いろいろ出てきたデータですとか国際的なデータ等を使ったりして、実証試験のデータあるいは国際的なデータを使ったりすることによって、過度な慎重さを取り除く余地があるのではないかとこのことを助言の8番でいただいております。

助言の9番も廃棄物の関係であります、特にここでは6ページの一番下の行になりますけれども、自治体等の持つております既存の廃棄物のインフラを活用することが、こういった大量の廃棄物等の取扱いにおける一つの方法であるということで助言をいただいております。

助言の10番は森林の除染と関連づけてここでは書かれておりますけれども、やはり線量の低下に実際に効果をもたらすようなものかどうかよく評価をして、こういったことを進めていくべきであると、そのためにも実証試験の結果等を活用すべきであるといいただいております。

助言の11番は水源の関係でございまして、きちんとモニタリングを継続するようということでもあります。

助言の12番は、廃棄物の一番難しい問題であります廃棄物の関係の施設についてですが、これについては政府と地方自治体が協力をしてやっていくべきであると。こういった廃棄物関係のインフラが欠けるということは、除染活動の成功に繋がらないことになってしまいますし、結果的に放射線防護上の安全性ということでも問題になるので、ここは広く国民の皆様にもご理解いただきながらこういった対策が進むようということでもございます。

あと助言の7番で申し上げておりましたデータの管理ですが、関係するところといたしまして確認事項の7番等で、非常に今日本がモニタリングやマッピング等においては、

すばらしい取り組みをしておるといふことで、そこは評価いただいております。

以上が I A E A のミッションの関係でございまして、続きまして、国際シンポジウムの方を資料 2 - 3 号でご説明いたします。またもう一つ、このシンポジウムで配布しました資料も部数の関係で今、席上だけお届けしておりますけれども、追って J A E A から届いたものも、事務局に追加でお届けしたいと思っております。

国際シンポジウムは 10 月 16 日、日曜日に福島市の方で開催いたしました。秋庭委員にもご参加いただき、ありがとうございました。参加者 360 名、自治体の方ですとか除染活動を考えていらっしゃるような企業の方、また一般の方、それから今回、I A E A や O E C D / N E A にご協力いただきまして、特に広く大使館等にも連絡いたしまして外国の方からもご参加いただいたりしております。

こちらは除染に関します過去の経験ですとか、ベストプラクティスの共有を図るといふことを目的として行ったものでございます。環境省、そして内閣府の我々、被災者生活支援チームの共同で主催いたしましたして、先ほど申し上げました I A E A、N E A に協賛いただきました。そして、事務局としまして原子力研究開発機構を中心に、J N E S にもご協力いただいてやっております。

これらの機関で主催、それから協力等をいただきましたので、冒頭では細野大臣からごあいさつを、また来賓として佐藤福島県知事から、それから、I A E A と N E A につきましては、N E A は事務局長ご本人がいらっしゃいまして、I A E A の方からは事務局長からビデオメッセージをいただいております。

冒頭の基調講演で、先ほど申し上げました福島除染推進チーム、現地のチーム長をやらせておられます森谷環境省審議官から、我が国の除染への取り組みに関して基調講演をいただきました。

続くセッション 1 では国際機関等における取り組みといふことで、I C R P 国内委員会の委員でもあります丹羽先生から、I C R P の動向ですとかご提言等をいただいたりしております。また I A E A の方からは、I A E A のさまざまな安全基準の仕組み等をご説明いただいたりして、こちらでかなり初めての方に対しても冒頭の二つの講演等で、放射線防護の話や国際的な安全基準の話等をご説明いただきまして、O E C D / N E A の方からは、放射線防護公共保健委員会で取り組んでおります利害関係者の関係についての取り組みや、具体的な事例等について講演をいただきました。

セッション 2 が諸外国における除染作業の先行事例といふことで、ロシアのシャンダラさ

んからチェルノブイリの事例、それから、アメリカでは大西教授から例の環境EM計画、核兵器関係の施設ですとか、各種国有の原子力施設の除染計画における事例、また、大西先生のチェルノブイリにおけるご経験等をお話しいただきました。

3番目の方はスペインのサンチョさんで、この方からは1966年になりますけれども、米軍機が衝突して核兵器が損傷したという、パロマレスの米軍機墜落事故の除染の事例の方をお話しいただきました。

それから、フィンランドのイカヘイモネンさんからは、チェルノブイリ事故を受けたフィンランドでの対応、かなり現実的な対応で例えばご発表の中では、キノコは洗ったりゆでたりして対応できるといったようなご経験等をいただきました。

それからフランスのラショームさんからは、事故後管理運営委員会を作っておりますというようなことでの取組み等をいただきました。

セッション3は日本側の取組みでJAEA、戸谷理事、それから農林水産省の中谷氏、そして伊達市長の仁志田市長からそれぞれ地元での取組み等をいただきまして、これは終わった後で外国の参加者から聞いた話等では、例えばこのように市長が直接陣頭に立ってやっている、とかくこういう時に国ですとか電力会社の責任だけを追求しがちな中であって、市長がそういうことを先頭に立ってやっておられることについて、強い感銘を受けたというような感想を伺いました。

セッション4がパネルディスカッションで、石樽先生を座長といたしまして、冒頭のIAEAの先ほどの報告書の概要等もご紹介いたしまして、皆さんの方からいろいろ意見をいただきました。

いろいろいただいた意見の方でまとめたものが3ページにございますけれども、総合的にいろいろ勘案して進める、その最適性で何を考えるかということですがけれども、経済性だけでなく例えば作業者の被ばくの線量ですとか発生する廃棄物、またその廃棄物の処理の見通し等も指標として総合的に判断して進めていくことが大事であろうという話、それから、ステークホルダーの関与について進めていくことが大事であろうと、例えばこれは大西先生とかから早い段階でいくとか、あるいは上から目線にならないということ、同じ住民の方の立場で、国のやっていることを判断できるような委員会に参加してもらっているような事例がある等といったことをご紹介いただきました。

3番目は、やはり廃棄物の問題が非常に大きな問題であると、減容化技術等について良いものがないかという話もありましたが、決め手はないけれども、例えば鉱山の産業等で、他

の産業で取り組んでいるようなことも踏まえながら進めていくというようなことが話されました。特にこの分野では例えば先ほどのスペインのパロマレスの対応等でも、土をふるいにかけてなるべく小さな粒のところについている放射性物質を、ふるいをかけて処理していくといったような話が紹介されておりました。

説明は以上でございます。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

鈴木委員。

(鈴木委員長代理) ありがとうございました。

I A E Aのレポート自体も私は読ませていただいて非常に良いレポートだなと思っておりますし、しかも地元でシンポジウムをやっていただいたこともよかったなど、これだけのたくさんの方々の情報を地元の方に聞いていただいたことは非常に良かったなと思っています。主催者の方々に改めてお礼を申し上げたいと思います。

質問ですが、I A E Aのアドバイスと呼ばれている項目がいっぱいあって、今おっしゃったとおり中心は慎重にということか、合理性をちゃんと考えてやりなさいということだと思うんですが、それを今後、今実際にやられている中で確か大臣のお言葉の中に、コストが幾らかかろうとも当然やるべきことはやるんだというお話があったと思うんですけれども、その点地元の方々の反応と申しますか、合理的に進めていくということと、できるだけ誠意を尽くしてやるということのバランスですけれども、その辺について地元の方々の印象とか、あるいは今、対策チームの方で今後どういう検討をされていくのか、その辺をお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

(茶山班長) 大臣がこのミッションの報告書を受けた時におっしゃっておられましたのは、全体の方向性は評価していただいていると、バランスを見ながらやっていくということでは、個々にやっていただいているのでそこをしっかりと受けとめてきちんと考えてやっていくところで、かなり具体的なところのバランスのとり方というのは、いろいろ難しいところも出てくるかとは思いますが、例えばこの助言でいただいているようなところで言えば、優先的に進める時にどういうところで、そういう人の実際の被ばくのことでも線量で考えていくといったような考え方は、確かに地元と広くたくさんやって欲しいということは当然でございます。その中でも少し優先順位の付け方、まず何から着手するかということ等では活かしていける書き方ではないかと。

(鈴木委員長代理) 地元の方々の反応か何かありましたか。

(茶山班長) 実際かなりスケジュールが密でありましたので、なかなか質疑応答には十分な時間がとれなかったところがあります。質問票などではそういう合理的にと言われておることと全体をやっていくことについてどう思われますかという質問を書いておられる方も確かにいました。

(近藤委員長) 難しいところですね。

秋庭委員は現場にいたから。

(秋庭委員) はい、

当日は朝10時から終了が18時30分と長時間でした。しかし、本当に内容が濃くて大変勉強になりました。ありがとうございました。また、参加なさった方も地元の方はもちろん、若い学生さんたちもたくさんいらっしゃっていて、さまざまな年代の方たちが参加しているということに私は強く感銘を受けました。

一つ、これはコメントですが、今お話にありました最適性のことです。経済性以外のパラメーターはないのかということが、後ほどのパネルディスカッションの冒頭のところで取り上げられましたが、なかなかこれというお答えがなく、みんなも困っているという感じではなかったかなと思っています。ただ、いずれにしても地元の方々のご理解が一番重要だということでも話が進んだと思います。

そういう意味で2番目に取り上げられたことは、私も是非聞きたいなと思ったことですが、いろいろな方々、先ほど言われました米国のノースウエスト国立研究所の大西先生や、フィンランドの方もおっしゃっていましたが、除染や基準づくりなどいろいろなことを決める時に住民の皆様が、その中に入って一緒に考えるということが大変重要だというご指摘がありました。私もそういうことをやっていく必要があると思いました。

特に今日の2-3の資料の3ページのところにも大西先生の言葉として書かれておりますが、大西先生の言葉の二つ目の黒ボツのところ、モニタリングの結果をきちんと広報している。そして、安全かどうかをチェックする委員会の委員長は科学者ではなく酪農家であるとのこと。まさに地元の方の目線を大事にしていて同じ感覚で一緒に考えるという姿勢が大変重要だというご指摘がありました。私も今後の広聴・広報の在り方が重要と先ほどの議題にありましたが、今後考えていく時に大変重要な示唆をいただいたと思っています。

そしてまた今後、廃棄物の処分についても仮置き場の問題等、大変大きな課題となっておりますが、それを考える時も、誰かが決めたことをご理解いただくという進め方ではもう進ま

ないのではないかと考えています。やはり一緒に考えて一緒に悩む、そして、結論もみんなが納得できる方向に考える必要があると感じました。

本当にたくさんの方の意見を勉強させていただきましてありがとうございました。

(茶山班長) ありがとうございます。

まさに決める前にいろいろ相談していくということは、I A E A ミッションの方たちもそういったことをおっしゃっておられました。

(近藤委員長) 大庭委員。

(大庭委員) ご説明ありがとうございました。

まず I A E A の報告書の位置づけというか今後の活かし方について、もちろんこれを踏まえていろいろと具体的な日本としての取組みをしていくのかもしれませんが、これはあくまでも I A E A が日本政府の要請を受けて出した報告書であり、いろいろ助言というものがありますけれども、これらの助言というものを具体的にどういう形で活かしていくのかということについてお伺いしたいと思います。また、それとの関連で、先ほど助言 8 のところで、ある程度慎重論というものを取り除くというような話がありました。

しかしながら、今、日本の社会において、慎重論を取り除くというよりは、むしろ非常にいろいろなことが心配である、とにかく慎重に慎重を期すべきである、危なくないのかもしれないし、危ないかもしれないけれども、そういうものは全部危ないんだと認識した上で対処すべきである、というような空気が非常に強いです。そういう中でこの助言というものを対策チームではどのように受けとめているのか、それが一番私のお聞きしたいことなのでよろしくお願いします。

(茶山班長) 確かに具体的な対応につきましては、まず報告書が正式にまとまるのが 11 月、また、更に今回は 20 km 圏外の方を実際に視察されたりしたのが中心になりましたが、やがて 20 km 圏内についても、これはこれから実際に政府間の調整になりますけれども、例えば改めてということもあり得るのではないかと、彼らは報告書の 3 ページの方でそういうことも言っているから、時間をかけて取り組んでいくことになります。また、これは関係省庁、環境省さんですとかあるいは農林水産省といろいろご相談をしながらということになっていきます。

確かに一方で過度な慎重論を取り除くということについて、必ずしも住民の方々や国民の方々が広くそういうことを受け入れられるかどうかというところは、恐らく難しいところが出てきます。一方で、廃棄物の見通しが得られなければ、それなくして除染を進めることも

できない中で、どう現実の選択肢を考えているか、例えば助言の8番では具体的には今、農水省さんが作付を5,000 Bq/kgでされたらと、除染活動を行った結果、数万 Bq/kgであった土地が、何千 Bq/kg ぐらいまで下げることができて、その中でやったら実際にできてきた米は17 Bq/kg ぐらいであったと、これは例えば10%という移行係数が余りに慎重に過ぎているのではないかと、最初とにかくデータが得られるまでは慎重にやってみるといことは大切な形だと、今度はデータが得られた場合に、そういうデータを基に現実的な作付の値等を考えていけば、除染すべき対象についても合理化できるし、かつ実際に皆さんの心配に対してデータでこれだけ実際にお米は大丈夫ですよと、恐らくそうした上でまた更に測らなければならないいでしょうけれども、いずれにしても助言のとおりに行えるかどうかは私が勝手に言うてはいけなくて、農水省の方で更にこれを受けとめてどう検討するかではありますけれども、そういう実際のデータも使って説明しながら理解を得つつ進めていくということではないかと思えます。

(大庭委員) 風評被害ということも非常に今問題になっておりますので、正確かつ信頼の置けるデータを提示して、そのような取り組みを進めていくというのが大事だと思います。もちろん安全上の確保は大前提でということです。よろしくお願いします。

(近藤委員長) 尾本委員。

(尾本委員) 既に鈴木委員、大庭委員の方からご質問があった点で私もそこが非常に大きな関心ですが、この助言を受けてどうするのか、これについては私から重ねて質問するつもりはありません。特に経済性の問題というよりも実際に、例えば一つの重要なポイントは、年間5 mSv という領域を1 mSv にすると、それによって発生する廃棄物量をどうするのか、それから、森林は実際にどうするんだろうかと、具体的に助言を今後どう活かしていくのかというところに非常に関心があります。

それから質問ですが、最初の段階は除染、どうやって放射性物質を取り除くかなんですが、共存という言葉は良くないんだけど、放射性物質がある中で農業、それから畜産をどうマネージしていくかということが重要になってくると思います。チェルノブイリレポート、これはチェルノブイリプロジェクトとかチェルノブイリフォーラムでの成果を書いたものですが、これを見ると結構いろいろなことがされています。例えば飼料とか肥料とかでどんな対応をしていくかと、今の段階ではまだないいでしょうが、今後そういう点でまた IAEA と一緒にというか IAEA のアドバイスを受けながらというか、国際的な専門家のアドバイスを受けながらやっていくプログラムというのは、何か近いところで考えられているんでし

ようか。次の段階といますか。

(茶山班長) 今回、国際的な方の助言を得ていくというのは、まさに内外への影響を入れて進めていくという基本的な方針の中でこの二つをまずやったら、その両機関、I A E AからもN E Aからも支援する用意はあるとかいろいろ情報を提供できますということは、冒頭あいさつ、ビデオメッセージの中等でも言われておりまして、具体的にはこれからになりますけれども、そういうことも考えていくようなことになっていくかと思えます。

また、実際に今回の発表者の中でも、キノコへの対応方法ですとか、あるいはそういう汚染されていない肥料を与えると1週間ほどで陸の濃度が2分の1になった等、かなり現実的な助言等もいただいたんで、関係省庁においてもそれらを考えながらやっていくことになるのではないかなど、今おっしゃったようにチェルノブイリの事例がこういう時は一番参考にされますけれども、おっしゃられたようにチェルノブイリの一連の報告書の中で、助言等で読み返しますと濃度を考えたのは誤りではなかったかとか、あるいは放射線防護の観点からすればチェルノブイリの場合に避難の対象というのはやり過ぎといますか、放射線防護の必要性を超えたものをやっているというようなことが報告書等には書いてあって、そういったものも参考にしていきながらいろいろ、特にここはまた更に具体的にはこれからのところは、環境省が中心になって除染をするというようなこともございますので、そこもお考えいただきながら、ということになります。

(近藤委員長) 会議を通じての基本的なトーンとして、利害関係者の意思決定への参加ということが重要ということが言われてきたわけですが、それは間違いなく正しいことだと思うんですけども、具体的にはその場をどう作っていくかという、既にできているところもあるんですけども、実際には、除染のコミュニティー数が5,000かそれぐらいあるんだそうですね。そこへ1人のアドバイザーを配置するとしても5,000人のアドバイザーが必要になります。1人では心もとないし、365日とは言わないけれども、1カ月としても、やはり1人では足りなくてと、3人とすれば1万5,000人のアドバイザーが必要というね。いろいろと伺ってみると志のある方は、どうもそのぐらいのオーダーはいるのかなと僕は思っているんですけども、原子力学会は、会員全体でも8,000人しかいないから原子力関係者だけではだめなんですけれども、これはなんとかなるかなと。

で、もちろんコミュニティーの除染が1カ月で終わるのか、あるいは3日で終わるところもあるのかもしれませんが、5,000箇所です。そうしたアドバイザーを入れてどうするかが決められていく、そこで、どうするのがいいかという対話がなされてそうなのかなというこ

とで方針が決まっていくということがあるんだけど、私がいまお話しているのは、5,000がランダムな方向をとるということが本当に良いかどうか、そこに何らかのコーディネーションも必要なのかなと、5,000ではなくて市町村単位でのコーディネーションと、更に最終的には県のレベルのコーディネーションという、そのようなコーディネーションの仕組みというものも設計していかなくちゃならないのではとお話ししてきている。たしか、福島県には今度対策課ができた。除染を主に担当する課ができたので、そういうコーディネーションも組織化されるのではと思っています。もう一つは、これと対になる問題、つまり、たくさんのアドバイザーのコーディネーションです。アドバイザーがそれぞれに自分がいいと思うことを言ってどういうことだと、多分学問の世界では自説を主張するのが当たり前なんで、てんでに勝手なことを言うなというのはおかしいんだけど、少なくともコミュニケーションは必要なんだと思うんですけども、アドバイザーのコミュニケーションの仕組みというものが行政的にできるのか、そこをどうしたらいいかなということも考えた方がいいのではと関係者にお話ししているんです。

こういう機会があると、ここにどのぐらいアドバイザーに相当する方が参加していたかということとはちょっと気になるんですけども、実にこういう場が適切な場だと思っていました、コミュニケーションの時間を増やした格好で、アドバイザーのコミュニケーションの機会を、引き続き、そういう経験をお持ちの国際社会の専門家を呼ぶということを含めて開催していくことも大切と思うんです。

こういう機会を頻度高くやっていくことが大事ではないのかなと前から言い続けて、8月ぐらいにと思ったんですけども、10月になっちゃった。引き続きこういう会をもっとシンプルでいいからやっていただけるよう、引き続き提案していきたいと思いますので、原子力被災者生活支援チームにおかれましてもよろしく願いいたします。

よろしいですか。

今日はどうも貴重なご報告ありがとうございました。

この議題はこれで終わります。

それでは、その他議題、何か。

(中村参事官) 事務局の方からは議題というわけではありませんけれども、お配りしておる資料のご紹介をいたします。

資料3といたしまして、第3回原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会の開催案内、それから資料4といたしまして、第25回原子力防護専門部会の開催案内、それから資

料5といたしまして、第8回の新大綱策定会議の開催案内、それから資料6としまして、第5回東京電力株式会社福島第一原子力発電所における中長期措置検討専門部会の開催案内をお配りしております。

それから資料7でございます。これは原子力委員会のホームページにありますご意見、ご質問コーナーに寄せられたご意見、ご質問のうち、平成23年9月28日から10月11日までにお寄せいただいたご意見、ご質問を整理したものでございます。今回このように整理いたしましたので、原子力委員会のホームページ及び虎の門三井ビル2階の原子力公開資料センターで公開をいたします。

事務局からは以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

今日はこれで終わります。

(中村参事官) それでは、次回のご案内をいたします。

次回、第41回原子力委員会の定例会でございますけれども、開催日10月25日、来週の火曜日でございますけれども、時間は通常と違いまして13時30分からを予定してございます。

先ほどご案内いたしました資料第3の会議でございますけれども、これが25日の午前中でございますので、定例会の時間をずらしたというものでございます。場所はこの会議室を予定してございます。

以上でございます。

(近藤委員長) どうもありがとうございます。

—了—